

## 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例

山形県は、県土の7割を森林が占める一方で、最上川をはじめとする多くの河川、湖沼、湿地、田園、海浜等、豊かで変化に富んだ生態系があり、狩猟や採集を生業とするマタギ文化の伝統が息づくなど、私たちは、自然との共存を図りながら、豊かな恵みを楽しんでいる。

本県では、明治、大正期以後、長らく絶滅したとされてきたイノシシ及びニホンジカの県内全域での急激な分布の回復が見られ、イノシシの生息域の拡大に伴う農作物等への被害が急増する事態となっているほか、県内への侵入の初期段階にあるニホンジカについても生息域の拡大等による影響が懸念されている。加えて、ツキノワグマ、ニホンザルの出没による人的及び物的被害や、カワウやサギ類などの鳥類による農林水産業への被害が継続的に発生している状況にある。

過疎化や高齢化の進行に伴い中山間地域の活力が低下し、耕作放棄地の発生や森林の荒廃などにより、人と野生鳥獣とが棲み分けをするための緩衝帯としての機能や狩猟圧により野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す機能が弱まってきていることから、野生鳥獣による農林水産業への被害の発生や人の生活領域への出没につながってきており、人と野生鳥獣とのあつれきをいかにして抑制していくかが課題となっている。

このため、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境を実現することを目指して、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、鳥獣被害防止対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係団体の役割を明らかにするとともに、鳥獣被害防止対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、鳥獣被害防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民と野生鳥獣との共存及び県民の良好な生活環境の確保を図り、活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定野生鳥獣 カワウ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ムクドリ、アオサギ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンザルその他県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に被害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣として規則で定めるものをいう。
- (2) 鳥獣被害防止対策 特定野生鳥獣による被害（特定野生鳥獣による県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に係る被害をいう。以下同じ。）の発生を現在及び将来において防止するための施策及び調査研究をいう。
- (3) 適正管理 特定野生鳥獣による被害の発生の防止及び自然環境の保全を図る観点か

ら、特定野生鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

(4) 有効利用 捕獲等（特定野生鳥獣の捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をしたものを食品、飼料、皮革等として有効に利用することをいう。

(5) 関係団体 鳥獣被害防止対策及び有効利用（以下「鳥獣被害防止対策等」という。）の推進に資する取組を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 鳥獣被害防止対策は、県民の生命又は身体の安全の確保及び財産の保護を基本とし、県民の良好な生活環境の確保及び有効利用による新たな付加価値の創出が地域社会の活力の向上に重要であるとの認識の下に、県、市町村、県民及び関係団体が相互に連携し、及び協力することにより、生物の多様性に及ぼす影響にも配慮したうえで、地域の特性に応じて持続的かつ実効的に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の生息の状況、特定野生鳥獣による被害の状況等を把握したうえで、鳥獣被害防止対策等を総合的かつ計画的に実施するとともに、広域的かつ専門的な取組に円滑に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するうえで市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、特定野生鳥獣の習性に関する理解を深めるよう努めるとともに、県、市町村及び関係団体が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

（関係団体の役割）

第6条 関係団体は、特定野生鳥獣による被害の発生の防止、適正管理又は有効利用に寄与する人材の育成、捕獲等に関連する事故の防止、特定野生鳥獣に関する情報の発信その他の鳥獣被害防止対策等に資する取組を行うよう努めるとともに、県及び市町村が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

（鳥獣被害防止対策の推進）

第7条 県は、特定野生鳥獣による被害の発生を防止するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域において市町村、県民及び関係団体が行う捕獲等、特定野生鳥獣による被害の防除、県民の日常生活圏と特定野生鳥獣の生息域との分離等による特定野生鳥獣の生息環境の管理及び特定野生鳥獣による被害の発生の防止に寄与する人材の育成への支援

(2) 鳥獣被害防止対策に関する専門的な知識及び技術を有する人材の育成

(3) 鳥獣被害防止対策の推進に資する施設の整備の促進

（適正管理の推進）

第8条 県は、適正管理を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 特定野生鳥獣の生息の状況等についての科学的知見を踏まえた捕獲等の実施

(2) 捕獲等に従事する者の確保及び育成

(3) 捕獲等に従事する者への支援

(4) 捕獲等に関する専門的な知識及び技術の向上並びに事故の防止のための研修等の実施

(有効利用の推進)

第9条 県は、有効利用の推進に努めるとともに、有効利用による付加価値の向上のための調査研究等に努めるものとする。

(調査研究、普及啓発等)

第10条 県は、鳥獣被害防止対策等を効果的に推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 特定野生鳥獣の習性及び生息の状況、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある特定野生鳥獣に遭遇した場合の対応方法、特定野生鳥獣による被害の状況及び生態系への影響、捕獲等をした特定野生鳥獣の適正な処理方法その他の必要な情報の収集及び提供

(2) 大学等の研究機関と連携協力した科学的知見に基づく特定野生鳥獣の生息の状況、適正管理及び特定野生鳥獣による被害の発生の防止に関する調査研究

(3) 鳥獣被害防止対策等の重要性についての普及啓発

(顕彰)

第11条 県は、鳥獣被害防止対策等の推進について顕著な功績があると認められる者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(鳥獣被害防止対策の実施状況の公表)

第13条 知事は、毎年度、県の鳥獣被害防止対策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。